

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービス事業所等、介護施設等及び障害福祉サービス事業者等が介護サービス及び障害福祉サービスを円滑に継続できるよう、対策を講じるための物品等の購入費用に補助を行うことを目的とし、当該事業の運営体制を確保するため、申請受付、審査、問い合わせ対応等の業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

80,868,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年8月21日（金） 午後5時

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和8年8月25日（火） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年8月27日（木）

※質問提出期限1日後に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局介護政策課

② 提案書提出期限

令和8年8月31日（月） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県健康福祉局介護政策課

② 実施日時 令和8年9月2日（水）

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（（様式1）以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 会社概要説明書（様式2）

イ 実績証明書

ウ 電子データの保存等に関する申出書（様式3）

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、

公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書（様式4）により提出すること。
 《送付先アドレス》 fukaisei@pref.hiroshima.lg.jp
 件名を「【事業者G】広島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業及び障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」とし、メール送信後、提出先（広島県健康福祉局介護政策課）に、電話にて、着信の確認を行うこと。
 《電話》（082）513-3208（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局介護政策課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、通知の日から2日以内に、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、説明を求める旨の書類を提出した日の翌日に、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし。

4 その他

- (1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答はプロポーザル参加資格者全員に対して送付する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送は全て電子メールによるものとする。
- (2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 評価基準
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領
- ☐ 様式
 - ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
 - ☐ 会社概要説明書（様式 2）
 - ☐ 電子データの保存等に関する申出書（様式 3）
 - ☐ 仕様書に対する質問書（様式 4）
 - ☐ 公募型プロポーザル参加辞退届（様式 5）
 - ☐ 企画提案申込書（様式 6）
 - ☐ 見積書（様式 7）

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局介護政策課

担当 清水

電話 082-513-3208（ダイヤルイン）